

この資料は業務の参考のための仮訳です。
利用者が当情報を用いて行う行為については、
利用者の責任でお願いいたします。

横浜植物防疫所

植物検疫措置に関する国際基準

ISPM 13

不適合及び緊急行動の通報に関する指針

2001年採択；2016年出版

FAOは、本書の内容の使用、複製及び配布を奨励する。FAOを情報源及び著作権者として示し、かつFAOが使用者の見解、製品又はサービスの内容を支持するかのような表現を避ける限りにおいて、私的な調査、研究、教育、非商業的な製品又はサービスでの使用を目的とするのであれば、内容の複写、ダウンロード及び印刷を行ってもよい。

このISPMを複製する場合には、このISPMの最新採択版が www.ippc.intでダウンロードできることを付記すること。

翻訳、翻案権、転売その他の商業利用権に係る全ての問合せは www.fao.org/contact-us/licence-requestを通じて行うか、copyright@fao.orgに連絡すること。

FAOの様々な文献は、FAOウェブサイト (www.fao.org/publications) で入手が可能であり、また publications-sales@fao.orgを通じて購入できる。

本書において使用している名称及び資料の表現は、いかなる国、領土、都市又は地域、若しくはその関係当局の法的又は開発上の地位に関する、又はその国境若しくは境界の決定に関する、国際連合食糧農業機関（FAO）のいかなる見解の表明を意味するものではない。特定の企業又は製品についての言及は、特許の有無にかかわらず言及のない類似の他者よりも優先してFAOに是認又は推奨されたものではない。本書中で表された著者の見解は、必ずしもFAOの見解又は方針と一致するものではない。

出版の過程

基準の公式な部分ではない

1995年5月 TC-RPPOがトピック検出/不適合の通報を追加した(1995-002)

1997年9月 TC-RPPOは優先度の高いトピックを指摘した

1999年10月 ICPM-2がトピック検出／不適合の通報を追加した

1999年12月 EWGが起草した

2000年5月 ISC-1は草案を修正し、MCは承認した

2000年6月 MCに提出した

2000年11月 ISC-2は採択用に草案を修正した

2001年4月 ICPM-3が基準を承認した

ISPM 13. 2001. 不適合及び緊急行動の通報に関する指針. FAO、ローマ、IPPC.

2010年7月 IPPC事務局は、CPM-5(2010)に記載されているインク修正を適用した。

2015年6月 IPPC事務局は、CPM-10(2015)からの基準手順の取り消しに続き、インク修正と再フォーマットされた基準を取り入れた。

出版の過程の最近修正:2015年12月。

目次

採択

序論

適用範囲

参照

定義

要件の概要

要件

1. 通報の目的

2. 通報情報の使用

3. 通報に関するIPPCの条項

4. 通報の根拠

 4.1 不適合の顕著な事例

 4.2 緊急行動

5. 通報の適宜性

6. 通報に含まれる情報

 6.1 必須とされる情報

 6.2 裏付け情報

 6.3 様式、符号、略語又は頭字語

 6.4 言語

7. 書類及び連絡方法

8. 有害動植物の同定

9. 不適合及び緊急行動の調査

 9.1 不適合

 9.2 緊急行動

10. トランジット

11. 再輸出

採択

この基準は、2001年4月の植物検疫措置に関する暫定委員会の第3セッションで採用された。

序論

適用範囲

この基準は、次の通報に関して各国がとるべき行動を記述している：

- 特定の規制有害動植物の発見を含む、特定の植物検疫輸入要件に適合していない積荷の重大な事例
- 輸入された積荷が植物検疫証明書の書類の要求事項に適合しないという重大な事例
- 輸出国からの商品に付随するものとして列記されていない規制有害動植物の輸入された積荷中に発見された際に取られる緊急行動
- 潜在的に植物検疫上の脅威となりうる生物体が輸入された積荷中に発見された際に取られる緊急行動

参照

本基準は、植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）を参照している。ISPMは植物検疫ポータル（IPP）<https://www.ippc.int/core-activities/standards-setting/ispm>で入手可能である。

IPPC. 1997. *International Plant Protection Convention*. Rome, IPPC, FAO.

定義

現在の基準で用いられる植物検疫用語の定義は、ISPM 5（植物検疫用語集）において閲覧できる。

要件の概要

国際植物防疫条約（IPPC）は締約国に対し、関係書類を含め植物検疫輸入要件のある積荷の不適合の重大な事例について報告すること、又は輸入積荷の中に潜在的に植物検疫上の脅威となりうる生物が発見された際に取られた適切な緊急行動を報告することを規定している。輸入締約国は、主要な不適合の事例及び輸入積荷に適用される緊急行動について、可能な限り早く輸出締約国に通報するよう義務づけられている。通報は、締約輸出国が調査及び必要な是正を行える方法で非適合の性質を同定すべきである。輸入締約国は、このような調査の結果の報告を求めることができる。

通報に必要な情報は、照会番号、通報の日付、輸出国及び輸入国の国家植物防疫機関（NPPO）の確認、積荷の同定と最初の行動の日付、その行動をとった理由、不適合事例又は緊急行動の性質に関する情報、適用した植物検疫措置を含む。通報は、適時に行い、一貫した書式に従うべきである。

輸入国は、行動が正当化されるかどうか及び植物検疫上の要求事項の変更が必要かどうかを決定するために、緊急行動が実施されたならば新たな又は予期せぬ植物検疫状況について調査すべきである。輸出国は、重大な不適合事例を調査し、考えられる原因を調べておくべきである。再輸出に伴う重大な不適合事例若しくは緊急行動についての通報は、再輸出国あてに行われる。トランジット中の積荷に伴うものは、輸出国あてに行われる。

要件

1. 通報の目的

通報は、明示された植物検疫上の要求事項に対する輸入積荷の重大な不適合事例を特定し、又は潜在的な脅威となる有害動植物の発見に関してとられる緊急行動を報告するため、輸入国から輸出国に提供される。他の目的での通報の活用は任意であるが、すべての場合において規制有害動植物の侵入及び/又はまん延を防止するために国際協力の目的をもってのみ行われるべきである（IPPC第1条及び第8条）。不適合の場合、通報の意図は、不適合の原因調査に役立てること並びに再発防止策を促進することにある。

2. 通報情報の使用

通報は通常、二国間で行う。通報及び通報に使われる情報は公的な目的にとって有用だが、しつかりした理由付けがなかったり、又は軽率に使われたりすると、容易に誤解若しくは誤用され得る。誤解若しくは悪用の可能性を最小にするため、各国は、通報及び通報に関する情報がまず、第一に当該輸出国だけに伝わることを確保するよう注意すべきである。特に、輸入国は輸出国と協議し、明らかな不適合の事例を調査し、必要に応じた是正の機会を輸出国に与えることができる。これは、ある品目若しくは地域の植物検疫状況の変化、又は輸出国の植物検疫制度の他の不備が確認され若しくはより広く報告される前になされるべきである（ISPM 8「ある地域における有害動植物ステータスの決定」中の発見に関する推奨される報告の仕方も参照）。

3. 通報に関するIPPCの条項

通報の日常的実施のための制度の確立は、以下に要約するIPPCのいくつかの条項に基づく：

- 第7条2(f)は、「輸入締約国は、植物検疫証明書が遵守されなかつた重大な事例を、関係輸出締約国又は適当な場合には関係再輸出締約国にできる限り速やかに通知する。輸出締約国又は適当な場合には関係再輸出締約国は、調査を行うべきであり、また、要請に応じて関係輸入締約国に対し調査結果を報告すべきである」と述べている。
- 第7条6では、締約国は、「自国の領域内における潜在的な脅威をもたらす有害動植物の発見又は当該発見の報告によって適切な緊急行動」をとることができることを述べている。また、「当該行動は、その継続が正当であることを確保するため、できる限り速やかに評価される。この行動は、関係締約国、事務局長及び当該締約国が構成国である地域植物防疫機関に直ちに通報する」と述べている。
- 第8条1では、「締約国は、この条約の目的の達成するため、相互に協力するもの」としている。
- 第8条2では、「締約国は、この条約の実施に関する情報の交換のための連絡先を指定すること」としている。

IPPC締約国以外の各国も、この基準に記述された通報制度を利用するよう奨励される（IPPC第18条）。

4. 通報の根拠

ほとんどの場合、通報は、輸入された積荷に規制有害動植物が発見された結果として提供される。他にも、植物検疫行動及び通報を必要とする不適合の重大な場合がある。新たな又は予期せぬ植物検疫状況で緊急行動をとられることがあり、その行動は輸出国にも通報されるべきである。

4.1 不適合の顕著な事例

各國は、どのような不適合の事例が通報目的にとって重大と見なされるかについて二国間で合意することができる。当該合意がない場合、輸入国は、以下を重大な事例と見なすことができる：

- 植物検疫上の要求事項に適合しなかったこと
- 規制有害動植物の発見
- 以下を含む書類上の要求事項に適合しなかったこと
 - 植物検疫證明書がない
 - 植物検疫證明書の証明されていない変更若しくは抹消
 - 植物検疫證明書の重大な情報不足
 - 不正な植物検疫證明書
- 禁止されている積荷
- 積荷中の禁止品（例えば土）
- 指定された処理の失敗の証拠
- 禁止品が非商業的に少量ずつ旅客により携行され又は郵便によって送られるという度重なる事例

輸入積荷の植物検疫上の要求事項に不適合の重大な事例は、積荷に植物検疫證明書が要求されているか否かにかかわらず、輸出国に通報されるべきである。

4.2 緊急行動

緊急行動は、輸入積荷に以下のものが発見された時にとられる：

- 輸出国からの積荷に付随するものとしては記載されていない規制有害動植物
- 潛在的な植物検疫上の脅威となる生物

5. 通報の適宜性

通報は、不適合又は緊急行動の必要性が確認され、植物検疫行動がとられた場合には、速やかに提供されるべきである。通報の理由の確認が大きく遅れる場合(例えば、生物の同定)、予備的通報を提供することができる。

6. 通報に含まれる情報

通報は、一貫した様式を用い、一定の最小限の情報を含むべきである。NPPOは、追加情報が適切かつ重要であると思われる場合、又は輸出国から特別に要求されている場合には、そのような情報を提供することが推奨される。

6.1 必須とされる情報

通報は、以下の情報を含むべきである：

- 照会番号。報告する国は、輸出国に送った連絡を追跡する手段を持つべきである。これは、独自の照会番号でもよいし、積荷に付随する植物検疫證明書の番号でもよい。
- 日付。通報を送った日を記すべき日付である。
- 輸入国のNPPOの特定
- 輸出国のNPPOの特定
- 積荷の特定。積荷は、適切な場合には植物検疫證明書番号によって、又は他の書類への参照によって、並びに植物若しくは植物生産物の品目類及び学名（少なくとも植物属）を含めて、特定されるべきである。

- 荷受人及び荷送人の身元
- 積荷への最初の行動の日付
- 以下を含む不適合及び緊急行動の性質に関する具体的情報：
 - 有害動植物の正体（下のセクション8も参照）
 - 適切な場合、影響を受けたのは積荷の一部か全部か
 - 文書上の問題
 - どの植物検疫上の要求事項に不適合か
- とられた植物検疫行動。植物検疫行動を具体的に記述し、並びに行動によって積荷のどの部分が影響を受けたかを記述されるべきである
- 認証マーク。輸入国は、正当な通知を認証する手段（例えば、証印、印、レターヘッド、認可された署名など）を持つべきである。

6.2 裏付け情報

要請があった場合には、裏付け情報を輸出国が利用可能となるようにすべきであり、裏付け情報は、必要に応じて以下を含むことができる：

- 植物検疫証明書又はその他の関連書類の写し
- 同定結果
- 有害動植物関連、すなわち、積荷のどの部分に当該有害動植物が発見されたか、又は、それがどのように積荷に影響するか
- 輸出国が不適合を特定し、是正できようするために有用と考えられるその他の情報。

6.3 様式、符号、略語又は頭字語

通報又は裏付け情報に、様式、符号、略号又は頭字語を使う場合、各国は、要請に応じて適切な説明資料を提供するべきである。

6.4 言語

通報及び裏付け情報に使われる言語は、二国間で別段の合意がある場合を除いて、通報国が希望する言語とする。連絡窓口を通じて情報を要請する場合、FAOの言語のいずれかで提供されるべきである。（IPPC 第19条3(e)）。

7. 書類及び連絡方法

輸入国は、通報書類、裏付け情報及び関連記録を、通報日以後少なくとも一年間保存するべきである。可能な場合、効率的及び便宜的であるため、電子的通報を用いるべきである。

通報は、通報を送るべき対象を明示する二国間協定が存在する場合を除き、IPPCの連絡窓口又は連絡窓口が特定されていない場合には、輸出国のNPPOに送付されるべきである。公的な連絡窓口からの連絡は、輸入国（NPPO）が他の公的な情報源を示さないかぎり、正式なものであると見なされる。

8. 有害動植物の同定

輸入積荷において発見された生物の同定は、それが規制有害動植物であるか否か又は規制されるべきか否かを決定し、それによって植物検疫行動若しくは緊急行動を正当化するために必要な場合、適切な同定ができないことがある：

- 標本が、同定を困難にする生育段階又は状態のものであること。
- 適切な分類学的専門知識が利用できない

同定が可能でない場合、その理由を通報に述べるべきである。

有害動植物を同定するとき、輸入国は：

- 要請に応じて、同定者及び／又は研究所の身元を含む診断及びサンプリングに用いた手続きを記述できること。また、適切な期間（通報日から起算して1年を経過する日まで、又は必要な調査を実施する日までに間）、適切な標本若しくは資料などの証拠を保持して、論争になるかもしれない決定の妥当性を確認できるようにすること
- 適切な場合、当該有害動植物のライフステージ並びに生存能力を示すべきである
- 可能な場合、種レベルでの同定、又はとられた公的行動を正当化する分類学的レベルでの同定を行うべきである。

9. 不適合及び緊急行動の調査

9.1 不適合

輸出国は、再発防止の観点から考えられる原因を特定するため、重大な不適合の事例を調査するべきである。要請があれば、調査結果を輸入国に報告するべきである。調査結果が有害動植物ステータスの変更を示唆する場合、この情報を、ISPM 8で記載された推奨される報告の仕方に従って連絡すべきである。

9.2 緊急行動

輸入国は、とられた緊急行動を正当化するため、新たな又は予期せぬ植物検疫状況を調査すべきである。緊急行動は、継続が技術的に正当化されることを確実にするために、できるだけ早く評価されるべきである。行動の継続が正当化される場合、輸入国は植物検疫措置を調整し、公表し、輸出国に伝達すべきである。

10. トランジット

トランジット中の積荷については、トランジット国の要求事項へのあらゆる不適合事例若しくはとられたあらゆる緊急行動を、輸出国に通報するべきである。トランジット国は、不適合、又は新たな若しくは予期せぬ植物検疫状況が、最終仕向国にとって問題となる可能性があると信じる理由がある場合、当該トランジット国は、最終仕向国に通報を行うことができる。最終仕向国は、その通報を複写してあらゆる関係トランジット国に送付することができる。

11. 再輸出

再輸出植物検疫証明書に関連する場合、輸出国に關係する義務及びその他の規定は、再輸出国に適用される。